

事 務 連 絡  
平成30年9月10日

各都道府県

要保護児童生徒援助費補助金関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局  
財 務 課  
健康教育・食育課

平成30年北海道胆振東部地震により被災した児童生徒への就学援助  
に係る事務の取扱いについて

この度、参考資料のとおり、「平成30年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成30年9月7日付け30文科初第796号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出したところです。

当該通知において、就学援助についても御対応をお願いしているところですが、各都道府県におかれては、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただきたい旨、域内の市町村に対し御周知いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 要保護児童生徒に対する就学援助について

- (1) 被災により、年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。
  - (2) 被災により学用品等を消失し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、要保護児童生徒援助費補助金の補助の対象となること。
- ※ (1) (2) については、「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」（平成29年10月2日付け29文科初第472号文部科学省初等中等教育局長通知）参照。

##### 2. 準要保護児童生徒に対する就学援助について

上記の要保護児童生徒に対する就学援助に準じ、年度の中途において準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うとともに、関連する支援についても適切に御対応いただきたいこと。

<本件連絡先>

○学用品費等について

初等中等教育局財務課高校修学支援室就学支援係

電話 03-6734-4671

○学校給食費及び医療費について

初等中等教育局健康教育・食育課庶務・助成係

電話 03-6734-2693